

令和3年12月8日(水)

## 開会（10:00）

### ○小野徳重委員長

開会宣言。出席委員が8名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された議案は、「補正予算」4件、「条例の一部を改正する条例」1件、「指定管理者の指定」2件の計7件である。

議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつ願いたい。

### ○高橋副市長

おはようございます。初日の市長の市政報告でも触れたが、胎内スキー場を開設すべく着々と準備を進めている。胎内スキースクールの講師の一人にスノーボードの富樫貴史さんという方がいる。彼はことしの3月に開催された全日本スノーボード技術選手権大会で銀メダルだった。日本では、男性8人、女性4人しかいないデモンストレーターとなった。その彼がスキースクールに所属してくれている。知る人ぞ知るとのことで、1回はスクールを受けてみたいという方が出てくることを期待しつつ、スキー場が活性化していけばと考えている。本日の案件は、7件であるがよろしく審議願いたい。

## 議第87号 令和3年度胎内市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

### 榎本上下水道課長説明

収入及び支出の総額に変更はないが、第2条債務負担行為において脱水汚泥運搬業務委託料及び脱水汚泥処理業務委託料について、令和4年度当初から業務を開始するに当たり、今年度中に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するもの。

### 質疑

無し

### 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第88号 令和3年度胎内市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

### 榎本上下水道課長説明

収入及び支出の総額に変更はないが、第2条債務負担行為において水質分析業務委託料及び汚泥運搬業務委託料について、令和4年度当初から業務を開始するに当たり、今年度中に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するもの。

### 質疑

無し

### 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第89号 令和3年度胎内市水道事業会計補正予算（第2号）

### 榎本上下水道課長説明

収入及び支出の総額に変更はないが、第2条債務負担行為において、緩速ろ過池管理業務委託料ほか4件について、令和4年度当初から業務を開始するに当たり、今年度中に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するもの。

### 質疑

無し

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第90号 令和3年度胎内市簡易水道事業会計補正予算（第2号）

### 榎本上下水道課長説明

収入及び支出の総額に変更はないが、第2条債務負担行為において水質検査業務委託料ほか3件について、令和4年度当初から業務を開始するに当たり、今年度中に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するもの。

## 質疑

無し

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第95号 胎内市クアハウスたいない条例の一部を改正する条例

### 南波商工観光課長説明

条例改正の主な理由としては、指定管理料が運営費の多くを占めるクアハウスたいないについて、将来に渡って持続可能で、かつ、健全な施設運営ができるように料金収入を増やすべく、会員使用料の引上げを行うものである。

改正内容としては、これまで会員料金については利用する施設、プールや風呂による違いは設けていなかったが、プールを運営するための費用と風呂を運営するための費用に大きな

隔たりがあることに加え、プールを利用する方はほぼすべて風呂も利用する一方で、会員の半数は風呂のみを利用する方との状況を踏まえ、利用形態に応じた区分を設けたうえで、これまでと同様に市民と市民外の会員料金を定めるもの。

また、通常は風呂のみを利用する会員が、時にはプールも利用する場合への対応として風呂のみ会員であれば追加料金を支払ってもらうことによりプールを1日利用できるような新たな料金を創設するもの。

なお、この度の料金改定に当たっては、今後の施設運営や方向性を話し合う目的で利用者の方との意見交換を行い、いただいた意見を参考に慎重に検討したものである。ご理解をお願いします。

## 質疑

### ○薄田智委員

今回利用料金の値上げということで市民の方も関心がありいろいろ話があった。内容的には、今回の値上げは、市民であれば82%くらいと非常に大幅な値上げである。この値上げに至った理由についてももう少し詳しく説明してほしいのが1点と今ほど課長から利用者との意見交換をしたとのことであったが、どのような形で意見交換したのか。このように大幅な値上げに至ってはいろいろなプロセスがあったと思っている。そのようなことがあって値上げになったということをなかなか市民が理解できていないのが現状である。それらを踏まえもう少し詳しく説明をして欲しい。

### ○南波商工観光課長

一番大きな問題は、指定管理料が非常に高額になってきている。今年度は3,729万円になっている。指定管理料が高いと問題になる胎内リゾートの6,000万円強と比べてもこのままいくとそれを超えてしまうのではないかとということにあることが問題である。指定管理料が高額であったとしても多くの市民の方。例えば1万人の方が会員になっていてその方に利用してもらっているのであればある程度多くの市民の理解も得られると思うが。利用形態としては、85%が会員の利用になっているのが現実である。会員である約300人が利用している。そうすると、約3千数百万円の指定管理料が一人あたり以前は約8万円だったものが、今はコロナの影響もあり利用者数も減っていることから一人あたり10万円近くが補助のような形になっている。施設を運営して今の料金で使ってもらうためにはおよそ10万円近くの金を一人一人に補助するような形で成り立っているというのが現状である。そうすると利用しない多くの市民とのバランス等を考えると、このままの状況では施設を運営していくのは非常に難しい。先に値上げありきではなく経費を減らすほかに収入を増やすところを探るべきだと思う。この問題は3年くらい前からクアハウスの今後をどうにかしなければならぬとのことで、まずは経費の削減。プールの利用などを変えた場合のシミュレーションなど

も検討したがあまり効果がなかった。ほかには収入を増やす、利用者を増やすことになるが、施設がそれほど大きくなり、風呂も限られた人数しか利用できない。プールも夏場は子どもたちでにぎわうこともあるが、ある程度限られた方が限られた形で運営していくことを望んでいるところもあり、今の形で運営を続けていくためには、まずは利用者の方の負担をもう少しお願ひしたいとのことでまずは料金改定をすることにした。

意見交換会は、令和2年6月に初めて実施した。目的としては、今後の施設運営の方向性を話し合った。第1回目に施設の運営状況ということで施設の収入に占める指定管理料の割合を示したら皆驚いていた。もっと料金収入で施設が成り立っていると考えていた。これでは問題だろうという感想を持ったので、値上げの話をしたところ大反対だった。1回目の話し合いではそのような意見だった。2回目は、令和2年10月に行った。1回目の意見交換会でもっと利用者の負担が多いと思っていた方から料金改定の案を私たちが示す前にいただいた。経費削減などをもっとするべきという意見もあった。3回目の意見交換会を令和3年7月に行った。そこではじめて料金案を示した。この時は、市民会員であればお風呂は6,000円、プール会員は9,100円の案を示した。その時はそれほど大きな反響はなく意見もなかった。その後条例改正案を提出するにあたって検討を重ね、プール会員をもう少し利用しやすいように9,100円から8,000円で条例改正案を作成した。11月に第4回目の意見交換会を実施し、今の6,000円、8,000円の形の案を示した。そこで風呂会員であればプールを回数券にすると利用しやすいのではとの意見をもらい最終的に今の案になった。

#### ○薄田智委員

4回利用者との会合を持った。クアハウスを値上げしたのはだいたい6年前ですか。その時は、ある程度クアハウスの中で値上げすることを公示したと聞いている。今回は、4回会員の方と懇談したにもかかわらず、他の人には周知されていないようである。約300人の会員がいて何人と話をしたのか。そして、周知はどのようにしたのか。あともう一つは、受益者負担の部分があると思うが、経費に対して利用している人の負担が少ないということであるが、他の市町村の施設も参考にしているのか。胎内市だけがすごく高いということだけでなく、受益者負担の比率はどうなのか伺う。

#### ○南波商工観光課長

意見交換会をした人数は、最初6人でスタートして内女性が1人だったので女性を1人加えて最終的には7人になった。

周知については、値上げする予定を周知するのは難しい。条例改正がありその後手続きを踏んでとなると難しい。ただし、状況を皆さんに知ってもらいたくて今年の夏にクアハウスだけではないが、指定管理料が占める割合や厳しい状況であることを市報でお知らせした。

ほかの施設との比較では、朝日のプールはかなり安い状況で変えていないと聞いている。朝日のまほろばのところは、プールも含め一帯を指定管理していることから収支がいいので

料金が保たれている。紫雲の郷のプールは、数年前の決算で指定管理料が1億円出ていた。それを考えると胎内市がこのまま運営していくのに5,000万円支出するのがいいのかという問題はあると思うので、他の施設との比較は難しい。意見交換会の中でも他の施設との比較の話はしたが、クアハウスたいないを運営するには多くの経費がかかるのは事実で、利用する方の人数も限られていることも事実というところで、本来比較があるべきであると思うがなかなか難しいとのことでご理解をいただいた。

#### ○薄田智委員

もう一回確認するが、4回会合を持って、その4回とも7人の同じ方とやったのか。そうであると300人の内の7人というのは相当低い。2%弱くらいになる。その人たちと会合を持って、横展開というか他の300人の会員に周知したのか。それともしてないのか。その辺の内容的な方向性とか現状というものをある程度分かっていたらまあまあということでのしょうけど。もう一つは、利用料金でシルバー料金のような年齢層が高い人は割引するなどの検討はしたのか。

#### ○南波商工観光課長

意見交換会の方以外への周知では、直接はしていませんが、おそらくその方たちが直接でなくとも、毎日利用しているのでいろいろな話は伝わるだろうと思っている。それを回を重ねるごとにほかの利用者の声や意見を聞いているとある程度は、正式ではないが伝わっていたらと思う。伝えてはいるが、伝わったのではないかと考えている。

シルバー料金の話も意見交換会の中では出たが、利用者の多くが60歳以上となると、そこで割引くと結局料金を抑えることになるので、正式には検討しなかった。

#### ○薄田智委員

今回議会に提案いただき議決して来年の4月から値上げとなると利用者にある程度周知が必要だと思う。その部分ではきちんと収支で現状をこのような部分だとあって然るべきだと思うので、そこも含め理解しやすい形で利用者に周知していく必要があると思うがいかがか。

#### ○南波商工観光課長

おっしゃるとおりで議会に議決をいただいたからといって、本日が第1関門と思っている。議会が通らなければ料金改定はできない。最終関門は利用者のご理解がないとどうしようもないので、方法は改めて検討させていただくが、市報がいいのか。意見交換会の中でも早めにお知らせしないと利用者はびっくりするとの話があったので周知はさせていただく。ただ

し、最終的な料金が条例改正することによって、直営でなければ指定管理者と最終的には協議をして実際の料金を決めた段階で周知したいと考えている。

#### ○羽田野孝子副委員長

会議を持った時に資料として何か出したと思うが、議員に対しては条例案だけで考えてと言われても。例えば、入場者がどのような具合だったのか。燃料費はどのように変わっているのかわからないので出してもらいたいと思う。値上げをすると離れる人もいると思うし。これから先、この値上げをした場合に安定的にやっていけるか試算はしているのか。

#### ○南波商工観光課長

おっしゃるとおり、数字だけ提示して判断していただくのは少し乱暴だったかと反省しています。順序は逆になりますが、資料を出させていただきます。申し訳ございません。

料金がかかなり上がるのでやめる人もいると思う。やめないで収入が増えることが望みであるが現実的には難しいと思っている。どれくらい離れるかは、試算のしようがないが、参考までに、今回料金改定を行うことで、今の会員がすべて継続してもらおうと収入としておよそ900万円増えることになる。それと合わせて、4月から指定管理者が変わるタイミングで、指定管理者の公募も行っている。そのまま行くと1千数百万円が今より指定管理料は下がると考えている。指定管理者に手をあげてくれる方が、今の方が別の方かによって運用も変わってくると考えている。

#### ○渡辺宏行委員

今ほど羽田野委員がおっしゃったとおりである。口述書を見ると先の定例会の市政報告で述べたとおりと。将来に渡って持続可能でと。先の定例会といえば1か月前である。10月議会を行ったばかりで、その時にはこう書いてある。指定管理料の1人当たりの割合が割高になっている。よそと比べたら高い。利用者と意見交換会を行ったと書いてある。今後は、意見を基にして新たな収入の確保、運営体制の見直しを図ってこれから具体的に行っていく。料金改定もあるという中で。ところが、今回いきなり料金改定が出てきている。われわれは、議会として、今までこのような大幅な改定だと事前に改定の中身について話があって我々も対応してきた経緯がある。今回のような大幅改定にあって1回も話がない。まして1か月前ですよ。3か月前の議会であればその間のいろいろな経緯があると思うが、ついこの間にやったばかりでこれから議論していくのかと思った。そうしたらいきなり改定、中身の説明も何もしない。それは、利用者ややったからいいわけではない。やはりわれわれも市民の皆さんに説明する責任がある。われわれもある程度理解していないとこの改定は非常に難しい。今回決めなければならないのか、時間的に。そこのところ教えてほしい。

○高橋副市長

議会側の方に事前にある程度情報を入れつつこれを進めていくという考え方があった方が良かったかと考えているところである。今回どうしても上げなければならないかと。今のタイミングなのかということであるが、課長答弁にもあったとおり今ちょうど指定管理者の公募も行っているところで、その条件的なところも絡んでくる。いくら収入がありそうだからこの指定管理料でできますか、という話にもつながってくるわけで。それを考えると今のタイミングで提案する必要があったと考えている。

○渡辺宏行委員

そうであれば、なぜもっと早めにこのような協議をしていかないのか、ということである。運営体制の見直しはどのような見直しを考えてきたのか。これは、委託業者に対しての見直しということか。

○高橋副市長

指定管理の業者は公募して決めるわけだが、それが複数応募いただき、今現在やっている方については、自主事業的なことはほとんど取り組んでいただいていない。例えば、水泳教室をその中で開く。他の部屋もあるので、トレーニングルームを使っていろいろな教室を開催するというような取り組みは今のところ活発でない状況なので、その自主事業の中である程度の利益を生むことによって指定管理料を下げることも考えられる。そのような提案ができる指定管理者が公募の中で応募してくれると非常に助かる。その時にはメインであるプールの利用料がこのくらい見込めるからこのくらい教室をやってというようなことも当然出てくるので、このタイミングで運営の見直しというような意味合いとなっている。

○渡辺宏行委員

指定管理の任期は来年の3月。今やっている業者は、最初からか。何年くらいやっているか。

○南波商工観光課長

手元にはありませんが、今が5年、その前もやっているし、その前はJV1社でなく共同でやっていたことがあった。平成23年からです。

○渡辺宏行委員



平成 23 年から今の業者にずっと指定管理でやってきた。この間は運営するに当たって業者から今の指定管理料ではとてもできないとか、いろいろ相談はされてきたのか。どのような協議、議論がなされてきたのか。

○南波商工観光課長

過去のものには正確に存じていないが、平成 27 年の料金改定の前まで指定管理料が 1,600 万円くらいだったと思う。今の半分以下の状況でそれまでの数年間が、事業者の赤字が 1,000 万円を超える状況があったようで、これではできないと話があったと事業者から聞いた。平成 27、28 年で料金改正をしながら指定管理料もこれではやっていけないとのことで、その時は料金改定の影響なども加味して 1 年だけといったことをやりながら平成 29 年から今年までの 5 年間のところで公募を行った。その時は今の業者だけであった。そこで提案があったのが今の金額で、これならできるという金額である。あとは、今これではやれないとかやれるという話は特になく、今の状況でやっていることに事業者としては問題はないものと考えている。

○渡辺宏行委員

今提示されたものは胎内市の健康増進の施設として市民の皆さんに満足いただける料金とみて良いか。サービスの的に。

○高橋副市長

満足できるかできないかは、利用者の皆様の判断になるわけであるが、例えばお風呂の 1 か月 6,000 円という金額を見たときに 1 か月に 30 日あってそのうちの 3 分の 2、20 日間行くと 1 回あたり 300 円になる。塩の湯温泉の 1 回あたりの利用料を見ても、そのぐらいであれば個人的には思うが。プールを見たときにも温水プールでウォータースライダーが付いた施設について、10 回行ったとしても千円にならない金額であれば私個人的には負担しななければならないと思いますがいかがでしょう。

○渡辺宏行委員

副市長、それは言い訳ですよ。今まで何をしてきたのかということ。どこかと比べたら安い、同じレベルだとか。このままでずっと経営されてきたでしょ。この間大変だから何とかしなければならぬというのは世の中に伝わってきている状況でもないし、我々の耳にも。27 年にやったばかり。あの時もクアハウスの改定でいろいろもめて、その時からまた数年経ってまた同じ事の繰り返しである。なぜこの間、本当に経営が大変であるのであればそれなりの対応の仕方があって然るべきと思う。塩の湯と比べてどうだとか私に言わせればそ

れは言い訳。そこに持っていったなという感じ。これは本当にやはり市民の皆さんの健康増進のための施設だということを踏まえれば、これからもそうとう考えた指定管理ということをやっていたかかないと、ただ商売のためにやっているのではないかととられてしまうとのための施設かわからないので、その辺も十分検討していただければと思う。いかがでしょうか。

○高橋副市長

せっかくある施設を継続させないという選択肢はなかなかないと思っているし、何とか持続的にこの施設が市民の皆さまに有効に活用いただければというのが前提のもとで考えなければならないということだけでも、それは指定管理者が決まった段階で市民の皆様のためにより良くするためにはどうあったらいいのかとそのあたりも議論しつつ皆様方に愛される施設であり続けることを目指すということはやっていきたいと考えているので理解をお願いします。

○羽田野孝子副委員長

クアハウスへの委託料ですが2年度決算は3,729万円、元年度は3,695万円、30年は3,456万円、29年は3,200万円とその年間で違っているが、どのような計算でこうなるのか。

○南波商工観光課長

この金額自体は5年前の指定管理を公募した時に指定管理者からこの年はいくらと見積もりが出されているので基本的にそれでいいと話している。基本がそれになっている。ただし、毎年上がる見積もりだった。それは、灯油の価格と人件費、最低賃金の上昇などを見込んでというところで上がるようになっていた。基本的にはそうになっている。

○羽田野孝子副委員長

これは、委託しているところが自分で計算しこれだけ足りなくなるからこれだけくださいというやり方になっていると思ったがそうなのか。

○南波商工観光課長

基本的には先ほど申したとおりこの年はいくらと決められていて、協定の中で灯油の急激な値上がりとかそのような場合には協議の上精算するとなっている。ただし、それをやったのが平成29年度にやった。その後は料金が上がったとの話もあったが協議した結果精算しなかった年もあった。毎年話し合いをしながらやっている。参考までにその時の金額で行く

と今年も 4,000 万円くらいの見積もりであったが話し合いをしながらある程度抑えていただいている状況である。

○渡辺栄六委員

利用者で行った意見交換で最終的にある程度の合意が得られたのか。それと 6 年ぶりの大幅な値上げとなるが、利用者にしても市民目線にしても大幅に値上げをせざるを得ない前にある程度段階的に上げ幅を上げていって、唐突に 8 割近くの値上げというのはなかなか利用者にしても市民目線にしても理解が難しいと思うが段階的に値上げする方向性は今まで検討されてきたのか。

○南波商工観光課長

合意があったかという話ですが、最終的にお風呂の料金は思っていたよりも上がらないのでいいという話がある。プールは少し高いという意見もあり最終的には来なくなるとよくないという話があり、お風呂の会員であれば回数券を追加することによりやめないで来てくれる可能性があるのでは是非検討してほしいとの意見もあった。プールについてはそれでも安いという意見もあった。お風呂を利用する方がプールの料金のことを言っていた。やむを得ないのではないかという合意をいただいたつもり。

段階的という話、意見交換会の中でも一度に上げるのはどうかという意見もいただいたが、それも一つの方法であるし、通常ありうることなのかもしれないが、特に条例改正を考えると今年 1,000 円、来年 1,000 円また次に 1,000 円というのは難しいのではないかと。条例改正はこれならやっていると決めて 1 回でさせていただきたいと考えこのようになっている。

○渡辺栄六委員

値上げについては、指定管理料だけでなくいろいろな国の税の負担にしても何にしても唐突な値上げというのは国民であっても、今回の指定料の件でも利用者にしても市民に対しても内部事情、指定管理の契約上の問題というのはなかなか市民の方から理解が得られないと思う。その中で唐突な値上げというのは理解をしてもらうところから反対の部分が大きいのではないかとと思うのでもう少し慎重に構えるべきでないかと思う。

○高橋副市長

先ほどの薄田委員とのやり取りの中でもあったが、唐突ということは否めないかもしれないが、担当者とする先ほど出たとおり令和 2 年から利用者と協議をし続けてきた。それが全体に広がっていないからということはあるかもしれないが、足掛け 3 年かけた中で料金を

見直してきたということであるので含めてご理解いただきたいと考えている。

#### ○八幡元弘委員

唐突でもあるし、大幅な料金改定で市民は驚くと思うが、先ほど、指定管理料は市報で周知しているとのことだが、この手法で行くと市民の方はクアハウスがこうなったのであれば、ほかの施設、指定管理や料金を払っているところもあり得るのではないかという危惧を抱くこともあるのかと思うが、その辺丁寧にしないと施設としては運営は改善するかもしれないが、市民サービスと全体の市としての姿勢や手法をどうだろうと思われる懸念もあると思うが、その辺はどのように対応、周知そしてご理解いただくような説明などをする予定はあるのか。

#### ○高橋副市長

他の指定管理している施設ということであるが、そういう範疇に行くと考えられるのは、例えばロイヤル胎内パークホテルの宿泊料やスキー場のリフト料金などになってくると思われるが、この料金についても条例上は上限を決めた中でやっている。指定管理者の方で、もう少し安くてもできるとのことで、値引きして出したりということは実際やっているところである。宿泊施設等は現段階の社会情勢の中では、値上げの議論はしていないし予定もない。ほかの指定管理施設の中で塩の湯温泉などは、現段階では値上げをすることもない。それから社会体育施設関係もある、ふれすぼなど。文化施設である産業文化会館なども出てくるが今の社会情勢の中では値上げという議論はしていない。もし、情勢の変化があり、今あげた諸施設についても値上げをしなければならないというようなことが生じた場合には今回のことも踏まえながらあらかじめ市民の皆様にもご理解いただく機会を設けながら進めたいと考えていますが、これが議会と市民のどちらに先にやるのか。議会で決まってもいけないのに市民に広くお知らせするのも変な話であってそのあたりこのようなことを考えているということをあらかじめ議会側にも、例えば全員協議会等の機会を設けて話だとかいろいろ方法があると思うが、そのような形で進めさせていただきたい。

#### ○渡辺宏行委員

少し気にしているのが、会員 300 人から 6、7 人で意見交換会を 4 回やった。料金の中身まで提示して、最終的にはやむを得ないのではないか。ということは、怖い話だけどその選ばれた人でこれを決めたのかと。ほかの 2 百数十人はカヤの外で何の根拠をもって決めたのか、了解したのかという話が一人歩きすると悪者扱いになるという怖さがある。その辺の配慮はどうしているのか。

#### ○南波商工観光課長

意見交換会の中でも実際そのような話はあった。自分たちが料金決めた悪者みたいな形になると怖いという話はあったが。別の方からは、あくまで意見交換をただけで、料金を決めたのは市である。おっしゃるとおり私たちが決めて皆さまのご意見はどうでしょうかという会でありましたので、当然市が責任をもって行う。ただし、その配慮、私たちはその方々に決めていただいたとは考えていないし今後も言うつもりはない。どのように配慮していけばいいかは難しい問題ではあるが、私たちの責任でということは皆さんもそう考えている。

#### 自由討議

無し

#### 採決

異議があり、起立多数で可決すべきと決定。

### 議第97号 公の施設に係る指定管理者の指定について

#### 榎本農林水産課長説明

胎内高原ミネラルハウスについて、令和4年3月31日をもって指定の期間が満了することから、引き続き市が出資する胎内高原ハウス株式会社を、同年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、指定管理者としてその管理運営を行わせたくお諮りするものである。

#### 質疑

無し

#### 自由討議

無し

#### 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第98号 公の施設に係る指定管理者の指定について

### 南波商工観光課長説明

胎内リゾート関係施設について、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間、引き続き株式会社胎内リゾートを指定し、その管理運営を行わせたくお諮りするものである。

皆様ご承知のとおり、胎内リゾートの運営については、近年まれにみる少雪やコロナ禍などにより思うに任せない状況が続いている。未だにその影響は続いているが、儲かる観光を目指すべくこれまでと同様に指定管理者と連携しながら健全経営を目指していきたい。

### 質疑

#### ○八幡元弘委員

初日に配布された市政報告全文に風倉高原第2ペアリフトは休止するとあるが、それもここに含まれていることは当然であると思う。今の冬の状況を見るとこれから先も休止になると考えられるが、その場合、風倉高原第2ペアリフトは指定管理しなくてもよくなるのか。それとも使用していなくても施設としてある限りは誰かが管理していかなければならないのか。

#### ○南波商工観光課長

風倉高原第2の場所は、国有林であり、リフト自体を廃止する場合は元に戻して返す必要がある。まずは休止状態を続けていきたい。休止の状態ではあるが、指定管理をお願いしたいと考えている。

#### ○八幡元弘委員

国設なので国のところに設けているということだと思うが、原状復帰は難しいと思われるが、そのまま維持管理していくのか。

#### ○南波商工観光課長

現状維持で管理していく。

#### ○薄田智委員

今回の指定管理の期間が2年で提案されているが、長期的運営を考えるのであれば2年で

なく5年の方がいいと思うが。前の議案のミネラルハウスは5年でリゾート施設は2年にした考え方をお聞かせください。

○南波商工観光課長

議員の言うとおりの長期の方が経営として見通しが立つということで5年に設定することが多い。胎内リゾートについては、前々回の時から2年。その時は、この先市としてどう考えていくのかということも含め、長い期間は取れないとのことから2年にした。指定管理料が減ってきたとはいえ、それなりの金額であることは間違いない。短い期間ではあるが、ある程度結果を出しながらやってほしいということがあり、今回も2年にしている。ただし、先々は、経営の安定を考えると5年も考えるべきだと思う。

### 自由討議

無し

### 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

以上でまちづくり常任委員会を閉会する。

閉会（11：13）